

一般名処方加算について

- ▶ 当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
- ▶ 後発品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ▶ ただし、医師が銘柄を指定する場合や、後発品のない医薬品の場合はこれまでどおり商品名での提供となります。

※一般名処方とは：新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で、効き目・品質・安全性が同等なお薬です。

新薬より価格が低く設定され、日本の医療費節減にも貢献します。